

審議会等会議公開指針

(目的)

第1条 この指針は、審議会等の会議の公開について必要な指針を定め、審議会等を透明かつ公正に運営することにより、情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第18条に規定する情報公開制度の総合的な推進とともに、住民参加による町政の推進に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 公開の対象になる審議会等は、住民、学識経験者等で構成され、町の事務について審査、審議、調査、調停又は諮問等（以下「審議等」という。）を行うために設置された地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の附属機関及びこれに準ずる機関（以下「審議会」という。）とする。

(会議の公開基準)

第3条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において条例第6条又は第7条の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）
に関し審議等をする場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる
場合

(公開・非公開の決定)

第4条 審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の長が行う。この場合において、審議会の長は、当該審議会に意見を聴くことができる。

- 2 審議会の長が行った会議の公開・非公開の決定について疑義等がある場合は、当該審議会を構成する各委員等は、当該審議会に諮ることができる。
- 3 会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5条 審議会の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会の長は、傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。ただし、審議会の長が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 4 審議会の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- 5 審議会の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

(会議の開催の周知)

第6条 審議会の会議を開催する場合においては、会議の公開・非公開にかかわらず、審議会の長が開催予定日の2週間前までに、会議の開催について周知する。ただし、会議を緊急に開催する場合は、この限りでない。

2 会議開催の周知事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 議題
 - (5) 公開・非公開の別（非公開の場合は非公開の理由）
 - (6) 傍聴の定員
 - (7) 傍聴の手続き
 - (8) 審議会の情報（名称、根拠法令等、設置期間、所掌事項、委員数）
 - (9) 担当課
- （資料の閲覧）

第7条 審議会の会議の資料（第4条の規定により非公開の決定をした会議の資料は除く。以下「会議資料」という。）は、傍聴者の閲覧に供する。ただし、非公開情報が含まれている場合は、この限りでない。

（会議録の作成及び公表等）

第8条 審議会の長は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議の終了後速やかに会議録を作成しなければならない。ただし、別に定めがあるときはその定めるところにより、又は、審査会の長が必要と認めるときは、その方法により作成したものを当該会議録とすることができる。

2 会議録の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別（非公開の場合は非公開の理由）
- (6) 傍聴者数
- (7) 審議等の概要
- (8) 審議会の情報（名称、根拠法令等、設置期間、所掌事項、委員数）
- (9) 担当課

3 審議会の長は、原則として会議録及び会議資料を公表する。ただし、第4条の規定により非公開の決定をした会議の会議録及び会議資料は公表しないことができる。

（運用状況の公表）

第9条 町長は、審議会の会議公開の運用状況（以下「運用状況」という。）について、毎年1回公表するものとする。この場合において、町長は、条例に定める町長以外の実施機関の下に設置された審議会の運用状況も併せて公表するものとする。

附 則

この指針は、平成21年10月1日から施行し、平成21年10月15日以降に開催される審議会の会議から適用する。